

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及課】 2
- 特定調達契約の相手方の決定【会計室】 5

北九州市公告第 8 0 4 号

一般競争入札により、博物館情報システム機器等の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

- (1) 業務名及び数量 博物館情報システム機器等の借入れ及び保守業務一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日まで
- (4) 履行場所 北九州市八幡東区東田二丁目 4 番 1 号
北九州市立自然史・歴史博物館
- (5) 入札方法
 - ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 電送及び郵送による入札は、認めない。
 - ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
 - エ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市八幡東区東田二丁目 4 番 1 号

北九州市都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及課

イ 期間 この公告の日から令和 7 年 1 2 月 5 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法

前号アの場所において無償で交付する。

（３） 入札説明会

実施しない。

（４） 競争入札参加申出書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 7 年 1 2 月 5 日（日曜日及び土曜日を除く。）午後 5 時までに競争入札参加申出書を第 1 号アの場所に提出しなければならない。

（５） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区東田二丁目 4 番 1 号

北九州市立自然史・歴史博物館 1 階会議室

イ 日時 令和 7 年 1 2 月 1 2 日午後 2 時

4 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（３） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

（４） 落札者の決定方法

契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（５） 契約書作成の可否

要

- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及課

〒805-0071 北九州市八幡東区東田二丁目4番1号

電話 093-681-1011

北九州市公告第 8 0 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市財務会計システム公金収納デジタル化対応業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市会計室
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 7 年 1 0 月 3 0 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
富士通 J a p a n 株式会社
北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号
- 5 契約金額
8 , 9 6 4 万 9 , 2 9 6 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため